

【公募型プロポーザルに関する質問事項及び回答】

	質 問	回 答
1	<p>&lt;募集要項 P.14・3(5)エ(ア)&gt;  「様式●-●～様式●-●」との表記がありますが、どの様式のことでしょうか。</p>	<p>「様式 2-1～様式 7、様式 12」を指しておりますので、募集要項の表記を修正いたしました。また、様式集（一覧表及び各様式）についても表記の誤りがありましたので、併せて修正いたしました。</p> <p>修正公告前にファイルをダウンロードされた皆様におかれましては、改めてダウンロードしていただきますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>&lt;実施要領 P.2・2(6)&gt; (P.2)  収益施設①、②で事業定期借地と一般定期借地とで形態が異なる場合は、平均で 203 円/㎡以上の賃借料でのプロポーザル提案でもよろしいでしょうか。  その場合どちらの事業形態の年数を基準とすればよろしいでしょうか。</p>	<p>賃借料は、平均ではなく、それぞれの賃借料の年額、面積、期間をお示しいただき、総額をご提示ください。</p>
3	<p>&lt;実施要領 P.4・5(2)イ&gt;  一次審査前に代表法人は、変更可能でしょうか。また、優先交渉候補者選定後から基本協定締結までの期間に変更は可能でしょうか。</p>	<p>参加申込書の締切日以降から基本協定締結までの期間は、変更は認められません。</p>
4	<p>&lt;実施要領 P.4・5(2)エ&gt;  仕様書の開示はして頂けますでしょうか。</p>	<p>仕様書の開示につきましては現在準備中であり、早急に関示いたします。</p>
5	<p>&lt;実施要領 P.5・5(3)ア、イ&gt;  統括管理技術者と設計業務の管理技術者は兼務可能でしょうか。</p>	<p>統括管理技術者が、建築士事務所登録のある事業者からの配置である場合は可能ですが、一級建築士の資格を所有で、前記の登録を持たない施工事業者からの配置である場合の兼務はできません。</p> <p>また、これに伴い、実施要領 5(3)アの表記を次のとおり修正いたします。</p>

【公募型プロポーザルに関する質問事項及び回答】

		修正前：設計業務の開始から施工業務の完了まで配置すること。 修正後：設計業務の開始から施工業務の完了まで、 <u>本事業全体の統括したマネジメントを担う者として配置すること。</u>
6	<p>&lt;実施要領 P.5・5(3)ウ&gt; 監理技術者は一級建築士の資格が必須という事でしょうか。 管理技術者証だけではいけないという理解でしょうか。</p>	監理技術者資格者証が必要となります。一級建築士は必要ありません。
7	<p>&lt;実施要領 P.5・5(3)ウ&gt; 各部門における主任技術者は、監理技術者が兼務した場合、別で必ず配置しないとイケないでしょうか。 100%出資の子会社や協力企業での配置は可能でしょうか。</p>	<p>5(3)ウで示す主任技術者は、法律の定めに応じながら任意で配置いただくものです。5(3)エで示す各部門における主任技術者は配置必須です。 このことから、5(3)ウで示す主任技術者は、監理技術者の兼務も可能ですが、別で配置した場合は実施要領で示しているとおおり、実績評価で加点いたしません。また、主任技術者は、子会社や協力事業者等からの配置も可能です。</p>
8	<p>&lt;実施要領 P.5・5(3)エ&gt; ここでいう配置技術者とは設計の主任技術者という理解でよろしいでしょうか。</p>	ここでいう主任技術者とは、各部門（建築、電気、設備、機械等）に配置を求めるもので、各部門における適法の資格を有して管理する責任者（いわゆる班長）を指します。
9	<p>&lt;実施要領 P.7・8(2)ウ&gt; 甲型のJVなどの場合であれば出資比率という考えは理解できますが、民間施設活用も含めてグループで参加する場合は特に出資という考えはありません。ブランクでよろしかったでしょうか。</p>	協力事業者グループでの参加の場合は、JVのように出資は行いませんが、事業全体をグループとして行うにあたり、何らかの出資（人件費等を含む）があると考えられますので、それらをまとめて記載できる範囲で記載いただきたいと考えております。

【公募型プロポーザルに関する質問事項及び回答】

10	<p>&lt;実施要領 P.9・11(3)&gt;          価格提案書の建設費用、解体費用の内訳が会館概算工事費集計表、解体概算工事集計表という理解でよいか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
11	<p>&lt;実施要領 P.15・17(5)&gt;          やむを得ない理由に転勤は含まれるでしょうか。</p>	<p>定例の人事異動による転勤は、やむを得ない理由に含まれません。</p>
12	<p>&lt;実施要領 P.15・17(7)&gt;          著作権は応募者に帰属すると記載されていますが、開示請求された場合は黒塗りの対応は可能でしょうか。</p>	<p>著作権に関わる開示請求については、実施要領 17(7)の最後の項目にありますとおり、一部黒塗りでの部分公開となります。なお、公開にあたっては、応募者との協議、相談を実施したうえで行います。</p>
13	<p>&lt;募集要項 P.5・1(4)エ(ア)&gt;          設計業務及びその関連業務に関してですが、6条の確認申請、18条の計画通知のいずれかでお考えでしょうか。</p>	<p>当組合は、県内市町に関する事務を共同で行うために特別地方公共団体として設立された一部事務組合であるため、建築基準法第18条に定める「計画通知」の手続きとなります。</p>
14	<p>&lt;募集要項 P.8・1(6)イ&gt;          民間施設の整備期間と解体撤去の期間に賃借料は発生しますか。</p>	<p>整備着手から解体・更地までの期間が定期借地権設定期間となるため、賃借料は発生いたします。</p>
15	<p>&lt;募集要項 P.10・2(3)ア(ア)&gt;          プロポーザル実施要領 5(3)を満たすと記載されていますが、土木の施工を行う者も一級建築士の資格が必要でしょうか。</p>	<p>土木の施工については、土木の施工監理の資格を持っている者が行うこととなりますので、一級建築士の資格は必要ありません。          なお、募集要項に示したとおり、施工するグループの中で最低1社は実施要領 5(3)ア～エを満たす事業者がいることとしています。</p>
16	<p>&lt;募集要項 P.17・3(5)ク(エ)&gt;          主任技術者とは設計という理解でよろしいで</p>	<p>表記が誤っておりましたので、次のとおり修正いたします。          修正前:管理技術者及び主任技術者の出席は必須(監理技術者の出席は任意)</p>

【公募型プロポーザルに関する質問事項及び回答】

	しょうか。	修正後：管理技術者及び <u>監理技術者の出席は必須</u>
17	<p>&lt;募集要項 P. 22・4(7)エ&gt;          公共建築工事積算基準、公共建設設備積算基準によると記載がありますが、民間の内訳書を認められませんでしょうか。          また作成において三社見積もりは必要でしょうか。</p>	<p>公共建築工事積算基準及び公共建設設備積算基準については、公共工事における数量の基準を示しており、これに則って積算をお願いいたします。          また、作成に係る三社（特殊工法はこの限りでない）見積りは根拠資料として必要（写し）です。          なお、この項目については、契約を締結した後、設計完了後に提出を求める内訳であるため、募集要項に記載した基準に基づく作成をお願いしております。</p>
18	<p>&lt;募集要項 P. 25・5&gt;          請負業者賠償責任保険の加入にも努め、現場内外の不測の事故対策に配慮することと記載がありますが、賠償金額に関しては任意の設定でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、任意の設定で問題ありません。</p>